

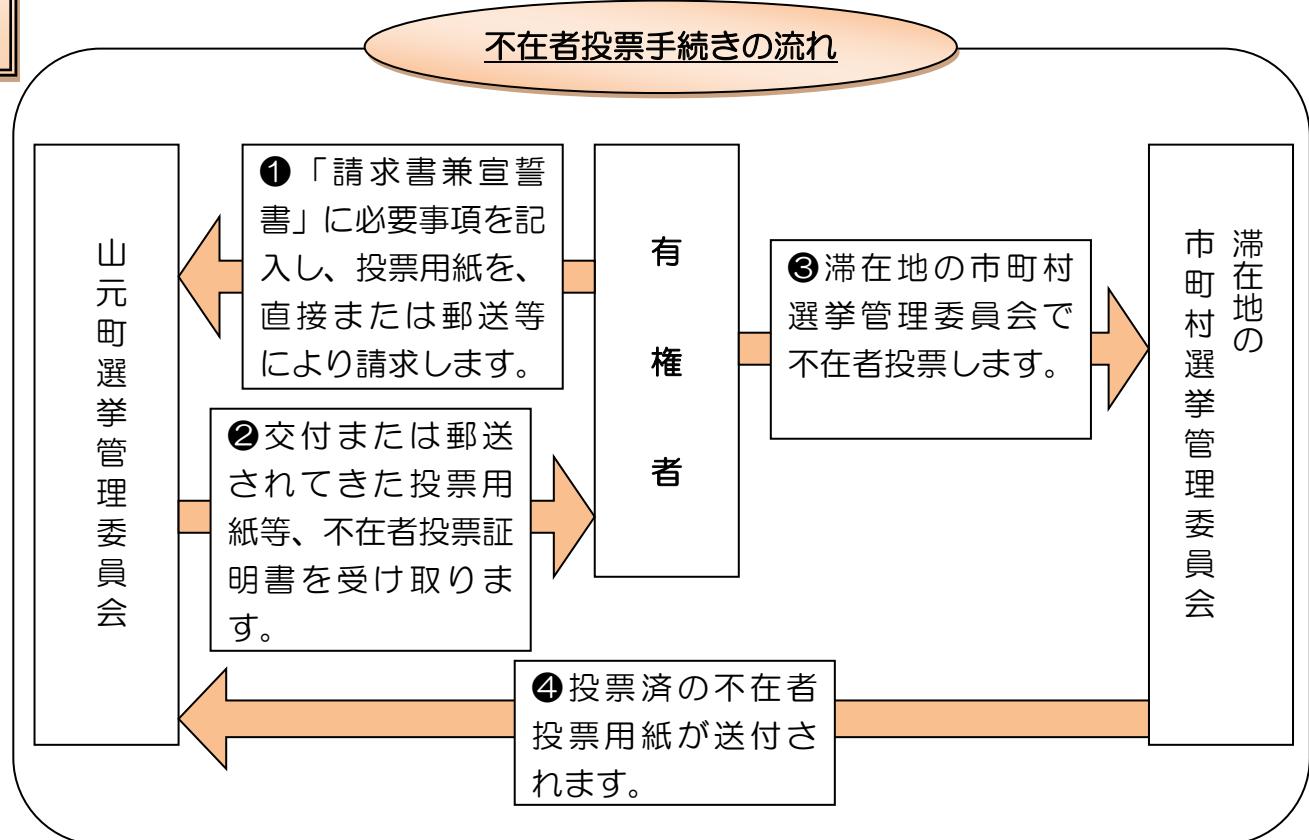
滞在先市町村における不在者投票

選挙人名簿に登録されている住所地（住民登録のある）市町村から、滞在地の市町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。

第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査の投票日

令和 8 年 2 月 8 日（日）

- 不在者投票ができる期間
 - ・衆議院議員総選挙
1月 28 日（水）から
2月 7 日（土）まで
 - ・最高裁判所裁判官国民審査
2月 1 日（日）から
2月 7 日（土）まで
- 不在者投票ができる時間・場所は
滞在先市町村にご確認ください。
【注意事項】
 - ・不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開けないでください。開封すると投票できなくなります。
 - ・不在者投票は、期間に余裕を持って投票してください。



※ 投票用紙の請求は、「請求書兼宣誓書」の提出が必要となります。同封の「請求書兼宣誓書」に必要事項をご記入のうえ、山元町選挙管理委員会までお送りください。滞在先へ投票用紙等を送付します。なお、「請求書兼宣誓書」が不足する場合は、山元町選挙管理委員会へ請求いただくか、山元町ホームページからダウンロードしてください。